

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行					改正					備考
(教育研究組織及び職等) 第2条 労働契約により、任期を定めて雇用(以下「任期付雇用」という。)する教育職員の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。  別表(第2条関係)					(教育研究組織及び職等) 第2条 労働契約により、任期を定めて雇用(以下「任期付雇用」という。)する教育職員の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。  別表(第2条関係)					
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	
農学部	略				農学部	略				
産官学連携・知的財産センター	略				大学教育センター	教授、准教授及び講師	5年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	
						助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	
					産官学連携・知的財産センター	略				

附 則(24 教規程第 24 号)

この規程は、平成 24 年 5 月 21 日から施行し、別表中の教育研究組織に施行日以降に採用される者について適用する。